

「白タク」対策について

国土交通省
物流・自動車局
令和5年12月12日

- 成田国際空港、東京国際空港(羽田)及び関西国際空港において、関東運輸局及び近畿運輸局主導で、警察、都府県タクシー協会、出入国在留管理局、施設管理者と「白タク」対策会議を実施。
- 同会議の取り組みとして、各空港で「白タク」行為の疑いがある運転者及び訪日旅行者に対して「白タク」禁止のチラシを配布し、啓発活動を実施。
- 運輸支局にて空港等で「白タク」行為の疑いがある車両を確認した場合は、警察へ情報提供を実施。
- 警察の捜査により「白タク」行為が立件された場合には、道路運送法に基づき車両の使用禁止の処分を行う。

啓発活動配布チラシ

